

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成27年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成26年10月10日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて